

■清須市子ども家庭総合支援拠点設置について

国は、要保護児童等の問題を扱う組織体制の自治体間の差について問題視していた。平成28年児童福祉法改正により、市町村には児童福祉法第10条の2に基づき、「市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「拠点」）を整備することが努力義務とされた。自治体の人口規模（児童人口）に応じて、専門職員の配置等が明記され、これまで以上に人的・質的な体制強化が求められている。また、2022年度までに全市区町村に拠点を設置する方針から、本市においても令和3年度中に整備する。

